

札幌市給水設備の構造及び維持管理等に関する指導要綱 給水設備構造基準 給水設備維持管理基準 解説（新旧対照表）

現 行	改正案	備考
<div data-bbox="215 355 723 379" data-label="Text"> <p>札幌市給水設備の構造及び維持管理等に関する指導要綱</p> </div> <div data-bbox="309 501 703 628" data-label="Text"> <p>給水設備構造基準 解説 給水設備維持管理基準</p> </div> <div data-bbox="360 967 575 999" data-label="Text"> <p><u>平成27年4月1日</u></p> </div> <div data-bbox="394 1165 544 1197" data-label="Text"> <p>札幌市保健所</p> </div> <div data-bbox="107 1372 288 1412" data-label="Text"> <p>目次（省略）</p> </div>	<div data-bbox="1016 347 1538 373" data-label="Text"> <p>札幌市給水設備の構造及び維持管理等に関する指導要綱</p> </div> <div data-bbox="1115 496 1516 625" data-label="Text"> <p>給水設備構造基準 解説 給水設備維持管理基準</p> </div> <div data-bbox="1160 968 1368 1002" data-label="Text"> <p><u>令和2年4月6日</u></p> </div> <div data-bbox="1198 1171 1352 1203" data-label="Text"> <p>札幌市保健所</p> </div> <div data-bbox="927 1372 1240 1412" data-label="Text"> <p>目次（現行のとおり）</p> </div>	

現 行	改正案	備考
<p><給水設備構造基準解説></p> <p>1 井戸等（省略）</p> <p>2 貯水槽の設置場所 (1)～(2)（省略） (3) 貯水槽の上部には、飲料水が汚染されるおそれのある配管及び機器を設けないこと。</p> <p>(4) 貯水槽を地下ピット内に設ける場合は、次の措置を講ずること。 ア～エ（省略） オ 排水用ポンプを設けること。</p> <p>(5)、(6)（省略）</p> <p>3 貯水槽の構造 (1)～(9)（省略） (10) [解説文中] ①、②（省略） ③ 防虫網の網目が細かすぎると、有効断面積が不足して通気機能が低下するため、防虫網は <u>12</u>メッシュ（<u>2</u>mm 網目）程度を標準とし、腐食しにくい材質のものを使用すること。</p> <p>(11)～(13)（省略）</p> <p>4 給水管（省略）</p>	<p><給水設備構造基準解説></p> <p>1 井戸等（現行のとおり）</p> <p>2 貯水槽の設置場所 (1)～(2)（省略） (3) 貯水槽の上部には、飲料水が汚染されるおそれのある配管及び機器を設けないこと。<u>設ける場合においては、飲料水を汚染することのないように衛生上必要な措置を講ずること。</u></p> <p>(4) 貯水槽を地下ピット内に設ける場合は、次の措置を講ずること。 ア～エ（現行のとおり） オ 排水用ポンプ <u>及び警報装置</u>を設けること。</p> <p>(5)、(6)（現行のとおり）</p> <p>3 貯水槽の構造 (1)～(9)（現行のとおり） (10) [解説文中] ①、②（現行のとおり） ③ 防虫網の網目が細かすぎると、有効断面積が不足して通気機能が低下するため、防虫網は <u>20</u>メッシュ（<u>1.3</u>mm 網目）程度を標準とし、腐食しにくい材質のものを使用すること。</p> <p>(11)～(13)（現行のとおり）</p> <p>4 給水管（現行のとおり）</p>	<p>代替措置について規定</p> <p>水没防止のため措置について規定</p> <p>防虫網の仕様を変更 （根拠としている参考文献の記載が変更されたことに伴う）</p>

現 行	改正案	備考																																																																																																																																																										
<p>＜給水設備維持管理基準解説＞</p> <p>1 水質の管理</p> <p>(1) (省略)</p> <p>表 1-1～1-3 (省略)</p> <p>表 1-4</p>	<p>＜給水設備維持管理基準解説＞</p> <p>1 水質の管理</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>表 1-1～1-3 (現行のとおり)</p> <p>表 1-4</p>																																																																																																																																																											
<p>表 1-4 その他 21 項目の水質基準値 (条文附表 4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目番号</th> <th>項目名</th> <th>基準値</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>3</td><td>カドミウム及びその化合物</td><td>0.003mg/L 以下</td><td rowspan="8">無機物・重金属</td></tr> <tr><td>4</td><td>水銀及びその化合物</td><td>0.0005mg/L 以下</td></tr> <tr><td>5</td><td>セレン及びその化合物</td><td>0.01mg/L 以下</td></tr> <tr><td>6</td><td>鉛及びその化合物</td><td>0.01mg/L 以下</td></tr> <tr><td>7</td><td>ヒ素及びその化合物</td><td>0.01mg/L 以下</td></tr> <tr><td>8</td><td>六価クロム化合物</td><td>0.05mg/L 以下</td></tr> <tr><td>12</td><td>フッ素及びその化合物</td><td>0.8mg/L 以下</td></tr> <tr><td>13</td><td>ほう素及びその化合物</td><td>1.0mg/L 以下</td></tr> <tr><td>15</td><td>1,4-ジオキサン</td><td>0.05mg/L 以下</td><td>有機化学物質</td></tr> <tr><td>32</td><td>亜鉛及びその化合物</td><td>1.0mg/L 以下</td><td rowspan="3">色</td></tr> <tr><td>33</td><td>アルミニウム及びその化合物</td><td>0.2mg/L 以下</td></tr> <tr><td>35</td><td>銅及びその化合物</td><td>1.0mg/L 以下</td></tr> <tr><td>36</td><td>ナトリウム及びその化合物</td><td>200mg/L 以下</td><td>味覚</td></tr> <tr><td>37</td><td>マンガン及びその化合物</td><td>0.05mg/L 以下</td><td>色</td></tr> <tr><td>39</td><td>カルシウム、マグネシウム等(硬度)</td><td>300mg/L 以下</td><td>味覚</td></tr> <tr><td>40</td><td>蒸発残留物</td><td>500mg/L 以下</td><td rowspan="2">発泡</td></tr> <tr><td>41</td><td>陰イオン界面活性剤</td><td>0.2mg/L 以下</td></tr> <tr><td>42</td><td>ジオスミン</td><td>0.00001mg/L 以下</td><td rowspan="2">カビ臭</td></tr> <tr><td>43</td><td>2-メチルイソボルネオール</td><td>0.00001mg/L 以下</td></tr> <tr><td>44</td><td>非イオン界面活性剤</td><td>0.02mg/L 以下</td><td>発泡</td></tr> <tr><td>45</td><td>フェノール類</td><td>フェノールの量に換算して 0.005mg/L 以下</td><td>におい</td></tr> </tbody> </table> <p>備考) 項目番号は、水質基準に関する省令 (平 15-5-30 厚生労働省令第 101 号) によるものである。</p>	項目番号	項目名	基準値	備考	3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	無機物・重金属	4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	8	六価クロム化合物	0.05mg/L 以下	12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	13	ほう素及びその化合物	1.0mg/L 以下	15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	有機化学物質	32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	色	33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	味覚	37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	色	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下	味覚	40	蒸発残留物	500mg/L 以下	発泡	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	42	ジオスミン	0.00001mg/L 以下	カビ臭	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	発泡	45	フェノール類	フェノールの量に換算して 0.005mg/L 以下	におい	<p>表 1-4 その他 21 項目の水質基準値 (条文附表 4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目番号</th> <th>項目名</th> <th>基準値</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>3</td><td>カドミウム及びその化合物</td><td>0.003mg/L 以下</td><td rowspan="8">無機物・重金属</td></tr> <tr><td>4</td><td>水銀及びその化合物</td><td>0.0005mg/L 以下</td></tr> <tr><td>5</td><td>セレン及びその化合物</td><td>0.01mg/L 以下</td></tr> <tr><td>6</td><td>鉛及びその化合物</td><td>0.01mg/L 以下</td></tr> <tr><td>7</td><td>ヒ素及びその化合物</td><td>0.01mg/L 以下</td></tr> <tr><td>8</td><td>六価クロム化合物</td><td>0.02mg/L 以下</td></tr> <tr><td>12</td><td>フッ素及びその化合物</td><td>0.8mg/L 以下</td></tr> <tr><td>13</td><td>ほう素及びその化合物</td><td>1.0mg/L 以下</td></tr> <tr><td>15</td><td>1,4-ジオキサン</td><td>0.05mg/L 以下</td><td>有機化学物質</td></tr> <tr><td>32</td><td>亜鉛及びその化合物</td><td>1.0mg/L 以下</td><td rowspan="3">色</td></tr> <tr><td>33</td><td>アルミニウム及びその化合物</td><td>0.2mg/L 以下</td></tr> <tr><td>35</td><td>銅及びその化合物</td><td>1.0mg/L 以下</td></tr> <tr><td>36</td><td>ナトリウム及びその化合物</td><td>200mg/L 以下</td><td>味覚</td></tr> <tr><td>37</td><td>マンガン及びその化合物</td><td>0.05mg/L 以下</td><td>色</td></tr> <tr><td>39</td><td>カルシウム、マグネシウム等(硬度)</td><td>300mg/L 以下</td><td>味覚</td></tr> <tr><td>40</td><td>蒸発残留物</td><td>500mg/L 以下</td><td rowspan="2">発泡</td></tr> <tr><td>41</td><td>陰イオン界面活性剤</td><td>0.2mg/L 以下</td></tr> <tr><td>42</td><td>ジオスミン</td><td>0.00001mg/L 以下</td><td rowspan="2">カビ臭</td></tr> <tr><td>43</td><td>2-メチルイソボルネオール</td><td>0.00001mg/L 以下</td></tr> <tr><td>44</td><td>非イオン界面活性剤</td><td>0.02mg/L 以下</td><td>発泡</td></tr> <tr><td>45</td><td>フェノール類</td><td>フェノールの量に換算して 0.005mg/L 以下</td><td>におい</td></tr> </tbody> </table> <p>備考) 項目番号は、水質基準に関する省令 (平 15-5-30 厚生労働省令第 101 号) によるものである。</p>	項目番号	項目名	基準値	備考	3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	無機物・重金属	4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	8	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下	12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	13	ほう素及びその化合物	1.0mg/L 以下	15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	有機化学物質	32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	色	33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	味覚	37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	色	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下	味覚	40	蒸発残留物	500mg/L 以下	発泡	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	42	ジオスミン	0.00001mg/L 以下	カビ臭	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	発泡	45	フェノール類	フェノールの量に換算して 0.005mg/L 以下	におい	<p>水質基準に関する省令 (平成15年5月30日厚生労働省令第101号) の改正に伴う変更</p>
項目番号	項目名	基準値	備考																																																																																																																																																									
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	無機物・重金属																																																																																																																																																									
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下																																																																																																																																																										
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下																																																																																																																																																										
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下																																																																																																																																																										
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下																																																																																																																																																										
8	六価クロム化合物	0.05mg/L 以下																																																																																																																																																										
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下																																																																																																																																																										
13	ほう素及びその化合物	1.0mg/L 以下																																																																																																																																																										
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	有機化学物質																																																																																																																																																									
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	色																																																																																																																																																									
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下																																																																																																																																																										
35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下																																																																																																																																																										
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	味覚																																																																																																																																																									
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	色																																																																																																																																																									
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下	味覚																																																																																																																																																									
40	蒸発残留物	500mg/L 以下	発泡																																																																																																																																																									
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下																																																																																																																																																										
42	ジオスミン	0.00001mg/L 以下	カビ臭																																																																																																																																																									
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下																																																																																																																																																										
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	発泡																																																																																																																																																									
45	フェノール類	フェノールの量に換算して 0.005mg/L 以下	におい																																																																																																																																																									
項目番号	項目名	基準値	備考																																																																																																																																																									
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	無機物・重金属																																																																																																																																																									
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下																																																																																																																																																										
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下																																																																																																																																																										
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下																																																																																																																																																										
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下																																																																																																																																																										
8	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下																																																																																																																																																										
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下																																																																																																																																																										
13	ほう素及びその化合物	1.0mg/L 以下																																																																																																																																																										
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	有機化学物質																																																																																																																																																									
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	色																																																																																																																																																									
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下																																																																																																																																																										
35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下																																																																																																																																																										
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	味覚																																																																																																																																																									
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	色																																																																																																																																																									
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下	味覚																																																																																																																																																									
40	蒸発残留物	500mg/L 以下	発泡																																																																																																																																																									
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下																																																																																																																																																										
42	ジオスミン	0.00001mg/L 以下	カビ臭																																																																																																																																																									
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下																																																																																																																																																										
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	発泡																																																																																																																																																									
45	フェノール類	フェノールの量に換算して 0.005mg/L 以下	におい																																																																																																																																																									

現 行	改正案	備考
<p>表 1-5 (省略)</p> <p>(2) 定期の水質検査は、次のとおり行うこと。</p> <p>ア (省略)</p> <p>イ 小規模<u>受</u>水槽水道施設にあつては、附表 1 に掲げる項目の検査を、<u>1 年以内ごとに 1 回</u>、定期に行うこと。(以下省略)</p> <p>[解説文中]</p> <p>水道水が水源であっても、設置者の維持管理の状況により貯水槽以降の水質が悪化するおそれがあるため、表 1-1 (条文附表 1) に掲げる項目の検査を<u>1 年以内ごとに 1 回</u>、定期に行うこと。(以下省略)</p> <p>ウ 住居用飲用井戸等施設にあつては、附表 1 に掲げる項目の検査を<u>1 年以内ごとに 1 回</u>、附表 2 に掲げる項目の検査を毎年 6 月 1 日から 9 月 30 日までの間に 1 回、定期に行うこと。</p> <p>エ 業務用飲用井戸等施設にあつては、附表 1 に掲げる項目の検査を<u>6 月以内ごとに 1 回</u>、附表 2 に掲げる項目の検査を毎年 6 月 1 日から 9 月 30 日までの間に 1 回、定期に行うこと。</p> <p>オ テトラクロロエチレン等の環境基準超過井戸が存在する地域において、井水等を水源として飲料水を供給する場合は、附表 3 に掲げる項目のうち、必要な項目の検査を<u>3 年以内ごとに 1 回</u>、定期に行うこと。</p>	<p>表 1-5 (現行のとおり)</p> <p>(2) 定期の水質検査は、次のとおり行うこと。</p> <p>ア (現行のとおり)</p> <p>イ 小規模<u>貯</u>水槽水道施設にあつては、附表 1 に掲げる項目の検査を、<u>毎年 1 回以上</u>定期に行うこと。(以下、現行のとおり)</p> <p>[解説文中]</p> <p>水道水が水源であっても、設置者の維持管理の状況により貯水槽以降の水質が悪化するおそれがあるため、表 1-1 (条文附表 1) に掲げる項目の検査を<u>毎年 1 回以上</u>定期に行うこと。(以下、現行のとおり)</p> <p>ウ 住居用飲用井戸等施設にあつては、附表 1 に掲げる項目の検査を<u>毎年 1 回以上</u>、附表 2 に掲げる項目の検査を毎年 6 月 1 日から 9 月 30 日までの間に 1 回、定期に行うこと。</p> <p>エ 業務用飲用井戸等施設にあつては、附表 1 に掲げる項目の検査を<u>6 月に 1 回以上</u>、附表 2 に掲げる項目の検査を毎年 6 月 1 日から 9 月 30 日までの間に 1 回、定期に行うこと。</p> <p>オ テトラクロロエチレン等の環境基準超過井戸が存在する地域において、井水等を水源として飲料水を供給する場合は、附表 3 に掲げる項目のうち、必要な項目の検査を<u>3 年に 1 回以上</u>定期に行うこと。</p>	<p>字句整理</p> <p>検査の頻度の変更 (水道法改正に伴う簡易専用水道の貯水槽清掃の頻度を準用)</p> <p>検査の頻度の変更 (水道法改正に伴う簡易専用水道の貯水槽清掃の頻度を準用)</p> <p>検査の頻度の変更 (水道法改正に伴う簡易専用水道の貯水槽清掃の頻度を準用)</p> <p>検査の頻度の変更 (水道法改正に伴う簡易専用水道の貯水槽清掃の頻度を準用)</p> <p>検査の頻度の変更 (水道法改正に伴う簡易専用水道の貯水槽清掃の頻度を準用)</p>

現 行	改正案	備考
<p>[解説文中]</p> <p>① 住居用飲用井戸等施設では、表 1-1（条文附表 1）に掲げる項目の検査を <u>1年以内ごとに1回</u>、表 1-2（条文附表 2）に掲げる項目の検査を毎年 6 月 1 日から 9 月 30 日までの間に 1 回、定期に行うこと。</p> <p>② 業務用飲用井戸等施設では、不特定多数の人が利用するため、表 1-1（条文附表 1）に掲げる項目の検査を <u>6月以内ごとに1回</u>、表 1-2（条文附表 2）に掲げる項目の検査を毎年 6 月 1 日から 9 月 30 日までの間に 1 回、定期に行うこと。</p> <p>③ テトラクロロエチレン等の環境基準超過井戸の存在する地域において、井水等を水源として飲料水を供給する場合は、水質の変動を把握するため、表 1-3（条文附表 3）に掲げる項目のうち必要な項目の検査を、<u>3年以内ごとに1回</u>、定期に行うこと。なお、環境基準超過井戸が存在する地域は、札幌市ホームページ又は環境部局にて確認すること。</p> <p>（以下省略）</p>	<p>[解説文中]</p> <p>① 住居用飲用井戸等施設では、表 1-1（条文附表 1）に掲げる項目の検査を<u>毎年1回以上</u>、表 1-2（条文附表 2）に掲げる項目の検査を毎年 6 月 1 日から 9 月 30 日までの間に 1 回、定期に行うこと。</p> <p>② 業務用飲用井戸等施設では、不特定多数の人が利用するため、表 1-1（条文附表 1）に掲げる項目の検査を <u>6月に1回以上</u>、表 1-2（条文附表 2）に掲げる項目の検査を毎年 6 月 1 日から 9 月 30 日までの間に 1 回、定期に行うこと。</p> <p>③ テトラクロロエチレン等の環境基準超過井戸の存在する地域において、井水等を水源として飲料水を供給する場合は、水質の変動を把握するため、表 1-3（条文附表 3）に掲げる項目のうち必要な項目の検査を、<u>3年に1回以上</u>定期に行うこと。なお、環境基準超過井戸が存在する地域は、札幌市ホームページ又は環境部局にて確認すること。</p> <p>（以下、現行のとおり）</p>	<p>検査の頻度の変更（水道法改正に伴う簡易専用水道の貯水槽清掃の頻度を準用）</p> <p>検査の頻度の変更（水道法改正に伴う簡易専用水道の貯水槽清掃の頻度を準用）</p> <p>検査の頻度の変更（水道法改正に伴う簡易専用水道の貯水槽清掃の頻度を準用）</p>

現 行	改正案	備考																																								
<p>表 1-7</p> <table border="1" data-bbox="174 280 880 676"> <caption>表 1-7 定期の水質検査の頻度</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>小規模受水槽 水道施設</th> <th>業務用飲用 井戸等施設</th> <th>住居用飲用 井戸等施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>附表 1</td> <td>1年に1回</td> <td>6ヶ月に1回</td> <td>1年に1回</td> </tr> <tr> <td>附表 2^{注1)}</td> <td>1年に1回^{注2)}</td> <td>1年に1回</td> <td>1年に1回</td> </tr> <tr> <td>附表 3</td> <td>検査不要</td> <td>3年に1回^{注3)}</td> <td>3年に1回^{注3)}</td> </tr> <tr> <td>附表 4</td> <td>検査不要</td> <td>検査不要</td> <td>検査不要</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 6月1日から9月30日までの間に検査すること。 注2) 塩素滅菌器を用いて消毒する場合は検査すること。 注3) 環境基準超過井戸が存在する地域では、必要な項目を検査すること。</p> <p>(3)～(8) (省略)</p> <p>2 井戸の管理 (省略)</p> <p>3 塩素滅菌器の管理 (省略)</p> <p>4 貯水槽の管理</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 貯水槽の清掃は、<u>1年以内ごとに1回</u>、定期に行うこと。</p> <p>(6) (省略)</p> <p>[解説文中]</p> <p>貯水槽には、砂、水垢、鉄錆等が沈積するため、貯水槽の清掃を<u>1年以内ごとに1回</u>定期に行い、常に清潔な状態にすること。</p> <p>(以下省略)</p>		小規模受水槽 水道施設	業務用飲用 井戸等施設	住居用飲用 井戸等施設	附表 1	1年に1回	6ヶ月に1回	1年に1回	附表 2 ^{注1)}	1年に1回 ^{注2)}	1年に1回	1年に1回	附表 3	検査不要	3年に1回 ^{注3)}	3年に1回 ^{注3)}	附表 4	検査不要	検査不要	検査不要	<p>表 1-7</p> <table border="1" data-bbox="999 280 1711 676"> <caption>表 1-7 定期の水質検査の頻度</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>小規模受水槽 水道施設</th> <th>業務用飲用 井戸等施設</th> <th>住居用飲用 井戸等施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>附表 1</td> <td>1年に1回<u>以上</u></td> <td>6ヶ月に1回<u>以上</u></td> <td>1年に1回<u>以上</u></td> </tr> <tr> <td>附表 2^{注1)}</td> <td>1年に1回^{注2)}</td> <td>1年に1回</td> <td>1年に1回</td> </tr> <tr> <td>附表 3</td> <td>検査不要</td> <td>3年に1回<u>以上</u>^{注3)}</td> <td>3年に1回<u>以上</u>^{注3)}</td> </tr> <tr> <td>附表 4</td> <td>検査不要</td> <td>検査不要</td> <td>検査不要</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 6月1日から9月30日までの間に検査すること。 注2) 塩素滅菌器を用いて消毒する場合は検査すること。 注3) 環境基準超過井戸が存在する地域では、必要な項目を検査すること。</p> <p>(3)～(8) (現行のとおり)</p> <p>2 井戸の管理 (現行のとおり)</p> <p>3 塩素滅菌器の管理 (現行のとおり)</p> <p>4 貯水槽の管理</p> <p>(1)～(4) (現行のとおり)</p> <p>(5) 貯水槽の清掃は、<u>毎年1回以上</u>定期に行うこと。</p> <p>(6) (現行のとおり)</p> <p>[解説文中]</p> <p>貯水槽には、砂、水垢、鉄錆等が沈積するため、貯水槽の清掃を<u>毎年1回以上</u>定期に行い、常に清潔な状態にすること。</p> <p>(以下、現行のとおり)</p>		小規模受水槽 水道施設	業務用飲用 井戸等施設	住居用飲用 井戸等施設	附表 1	1年に1回 <u>以上</u>	6ヶ月に1回 <u>以上</u>	1年に1回 <u>以上</u>	附表 2 ^{注1)}	1年に1回 ^{注2)}	1年に1回	1年に1回	附表 3	検査不要	3年に1回 <u>以上</u> ^{注3)}	3年に1回 <u>以上</u> ^{注3)}	附表 4	検査不要	検査不要	検査不要	<p>検査の頻度の変更（水道法改正に伴う簡易専用水道の貯水槽清掃の頻度を準用）</p> <p>検査の頻度の変更（水道法改正に伴う簡易専用水道の貯水槽清掃の頻度を準用）</p> <p>検査の頻度の変更（水道法改正に伴う簡易専用水道の貯水槽清掃の頻度を準用）</p>
	小規模受水槽 水道施設	業務用飲用 井戸等施設	住居用飲用 井戸等施設																																							
附表 1	1年に1回	6ヶ月に1回	1年に1回																																							
附表 2 ^{注1)}	1年に1回 ^{注2)}	1年に1回	1年に1回																																							
附表 3	検査不要	3年に1回 ^{注3)}	3年に1回 ^{注3)}																																							
附表 4	検査不要	検査不要	検査不要																																							
	小規模受水槽 水道施設	業務用飲用 井戸等施設	住居用飲用 井戸等施設																																							
附表 1	1年に1回 <u>以上</u>	6ヶ月に1回 <u>以上</u>	1年に1回 <u>以上</u>																																							
附表 2 ^{注1)}	1年に1回 ^{注2)}	1年に1回	1年に1回																																							
附表 3	検査不要	3年に1回 <u>以上</u> ^{注3)}	3年に1回 <u>以上</u> ^{注3)}																																							
附表 4	検査不要	検査不要	検査不要																																							

現 行	改正案	備考
<p>5 給水管の管理（省略）</p> <p>6 給水ポンプの管理（省略）</p> <p>7 その他の設備の管理</p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2) 貯水槽を地下ピット内に設けている場合は、排水用ポンプの点検を7日以内ごとに1回、定期に行うこと。</p> <p>〔解説文中〕（第2段）</p> <p>貯水槽を地下ピット内に設けている場合は、排水用ポンプの故障により水槽室内に汚水が貯留し、貯水槽の水没事故や衛生状態の悪化を引き起こすおそれがあるため、排水用ポンプの作動、漏水や亀裂、害虫の発生状況等について、7日以内ごとに1回、定期に点検すること。また、浸水警報装置を設けている場合は動作確認を定期に行うこと。</p> <p>8 帳簿書類の備付け（省略）</p> <p>様式例（省略）</p>	<p>5 給水管の管理（現行のとおり）</p> <p>6 給水ポンプの管理（現行のとおり）</p> <p>7 その他の設備の管理</p> <p>(1)（現行のとおり）</p> <p>(2) 貯水槽を地下ピット内に設けている場合は、排水用ポンプの点検を7日以内ごとに1回、定期に行うこと。<u>また、警報装置の点検についても定期に行うこと。</u></p> <p>〔解説文中〕（第2段）</p> <p>貯水槽を地下ピット内に設けている場合は、排水用ポンプの故障により水槽室内に汚水が貯留し、貯水槽の水没事故や衛生状態の悪化を引き起こすおそれがあるため、排水用ポンプの作動、漏水や亀裂、害虫の発生状況等について、7日以内ごとに1回、定期に点検すること。また、<u>浸水警報装置の動作確認を定期に行うこと。</u></p> <p>8 帳簿書類の備付け（現行のとおり）</p> <p>様式例（現行のとおり）</p>	<p></p> <p>給水設備構造基準より引用</p> <p>字句整理</p>